

統計データで見る米国特許システムの全体像

2020年7月10日
JETRO New York 知的財産部

JETRO 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

はじめに

この調査レポートは、公表されている統計データを基に現在の米国特許システムの状況を俯瞰することを目的とするものです。

米国の国際競争力を高めるために知的財産権を重視するトランプ政権の下、米国にはプロパテント（プロイノベーション）の風が再び吹き始めています¹。本レポートでは、プロパテントの風とともに大きな変貌を遂げつつある米国の特許システムの「今」を、データを通してできる限り可視化することを心掛けました。

第1章では、米国特許商標庁における審査・審判に関する種々の統計データを紹介することによって、米国における特許権取得活動を取り巻く状況を浮き彫りにすることを試みました。

また、第2章では、連邦地方裁判所に提起される特許関連訴訟に関する種々の統計データを紹介することによって、米国における特許権行使活動を取り巻く状況を浮き彫りにすることを試みました。

本レポートが日本企業の皆様の米国市場における知的財産戦略構築の一助となれば嬉しく思います。

JETRO New York 知的財産部
柳澤 智也

【免責について】

ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、提供情報等の正確性の確認及び採否は皆様の責任と判断で行ってください。本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます）により不利益が生じたとしても、ジェトロ及び作成者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

¹ トランプ政権下の米国知的財産システムの動向についての詳細は、筆者の執筆した以下の文献を参照されたい。

「トランプ政権下の米国知的財産政策」（IP ジャーナル 12 号, 2020 年 3 月発行）

http://fdn-ip.or.jp/files/ipjournal/vol12/IPJ12_77_82.pdf

「米国特許法 101 条問題（特許適格性の問題）をめぐる連邦議会と司法府の動き」（IP ジャーナル 13 号, 2020 年 6 月発行）

http://fdn-ip.or.jp/files/ipjournal/vol13/IPJ13_82_89.pdf

1. 米国での特許権取得活動を取り巻く環境

米国で特許権を取得するために避けて通れないのが米国特許商標庁（USPTO）における特許審査などの手続である。そこで、まずはUSPTOでの特許審査・審判に関する現状をデータに基づいて分析していく。

1. 1. USPTO における特許出願件数と審査期間

USPTO への特許出願件数は年間 60 万件を超える高水準で推移しているが、特許審査に要する期間は短くなってきている（図 1 参照）。特許出願をした後に USPTO から特許性に関する最初のオフィスアクション（First Office Action）が出されるまでの平均期間は、2014 年度時点では 18.4 か月だったのに対し、2019 年度には 14.7 か月まで短縮された。また、特許出願から最終処分までに要する平均審査期間は 2014 年度時点では 27.4 か月だったのが、2019 年度には 23.8 か月に短縮されている。

図 1 USPTO における出願件数と審査期間

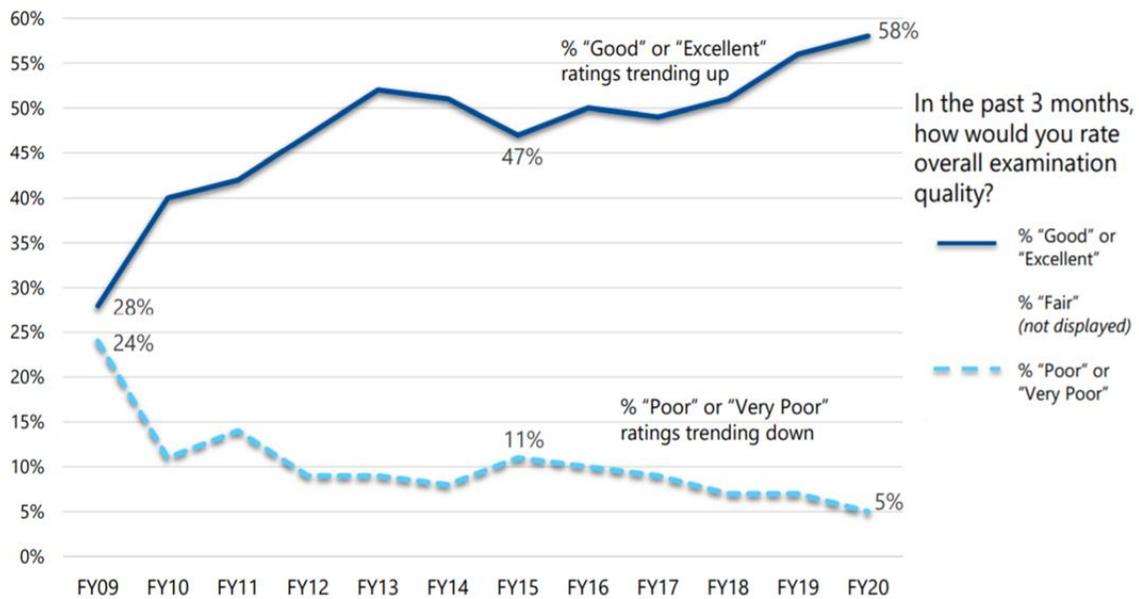


USPTO Performance and Accountability Report fiscal year 2019を基に作成 ※米国会計年度は10月～翌年9月

1. 2. USPTO における審査の質

USPTO は、審査のスピードだけではなく、審査の質の向上にも力を入れている。USPTO が 2006 年から実施している審査の質についてのアンケート調査において、質が良い (Excellent または Good) との回答がなされた割合は、2009 年度は 28% であったのに対し、2020 年度の最新調査では 58% まで改善している (図 2 参照²)。また、質が悪い (Very Poor または Poor) との回答がなされた割合も、2009 年度は 24% であったのに対し、2020 年度の最新調査では 5% まで低下しており、アンケートに回答したユーザーは、USPTO の審査の質がこの 10 年で大きく向上していると評価していることが分かる。

図 2 USPTO の特許審査の質



Source: PPAC Quarterly Meeting (2020年5月)

² 図 2 は、アンケート調査中の「USPTO の審査全体に関する質を“Excellent”, “Good”, “Fair”, “Poor”, “Very Poor”の 5 段階で評価すると？」との質問を基に作成されたもの。

USPTOでの特許審査における特許率を見ると、近年は上昇傾向にあり、2016年度は51.4%であったのが、2019年度は58%まで上昇している（図3参照）。

図3 USPTOにおける特許率の推移



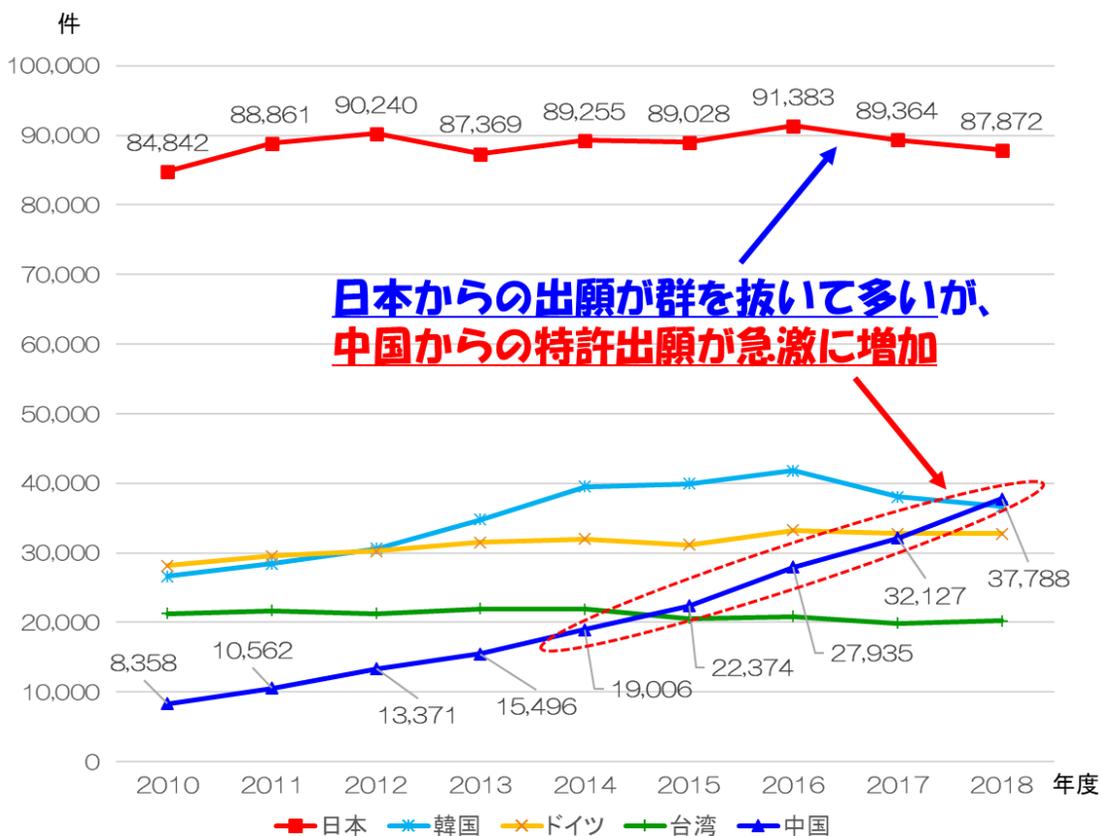
USPTO Performance and Accountability Report fiscal year 2019を基に作成

算出方法 $\text{Allowed Patent Applications} / (\text{Allowed Patent Applications} + \text{Abandoned Patent Applications})$

1. 3. 米国における海外からの特許出願の状況

次に、海外から米国になされる特許出願の推移を国籍別に見てみる。米国における海外からの特許出願は、長きに亘り日本人による出願が断然多い状況が続いているが、その一方で、近年、中国からの出願が急増していることが分かる（図4参照）。中国企業の製品の米国市場での流通に関しては、米国政府による制約が厳しくなっているが、そうした中で中国から米国への特許出願が今後どのような動きを見せるのか注目すべきであろう。

図4 海外から米国への特許出願件数の推移



USPTO Performance and Accountability Report fiscal year 2019を基に作成

また、USPTO によって発行される特許を出願人国籍別（米国出願人分を除く）に見てみると、やはり日本人に対して発行される特許の数が圧倒的に多い一方で、中国の出願人に対して発行される特許数の伸びが顕著となっている（図5参照）。

いずれにしても現時点の米国市場において、日本産業界は、特許という強力な経営資源を自国である米国を除くどの国の産業界よりも多く保有しているわけであるから、米国市場で生き残り、そして成長していくためには、特許権を如何に効果的かつ戦略的に利用していくかが極めて重要になると考えられる。

図5 国別の米国特許発行件数



USPTO Performance and Accountability Report fiscal year 2019を基に作成

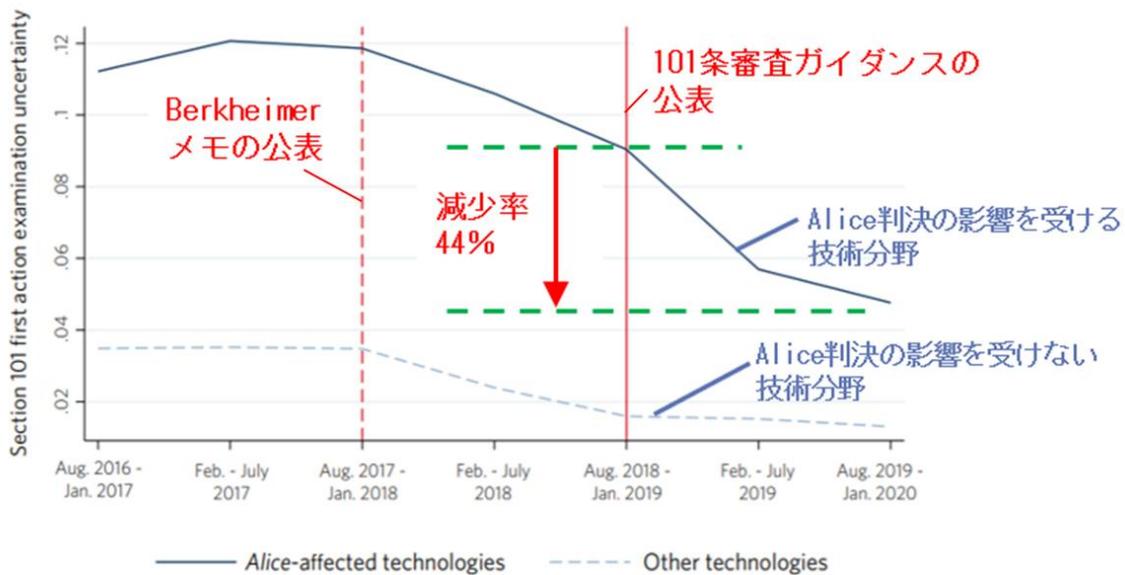
1. 4. 特許適格性およびAIA レビュー制度をめぐる状況

続いて、近年、米国の特許システムにおける大きな問題と言われてきた、特許法 101 条（特許適格性）に関する問題と AIA レビュー制度（日本の無効審判制度、異議申立制度に相当）をめぐる問題に目を向ける。

1. 4. 1. 特許適格性に関する審査の状況

特許適格性については、USPTO が 2019 年 1 月に公表した特許適格性に関する審査ガイダンスの影響で、特許適格性の判断に関する審査の不確実性³（審査結果のばらつき）が 44%減少するとともに（図 6 参照）、特許適格性を有さないとの拒絶理由を通知される可能性が 25%減少したとの分析結果が出ている（図 7 参照）。

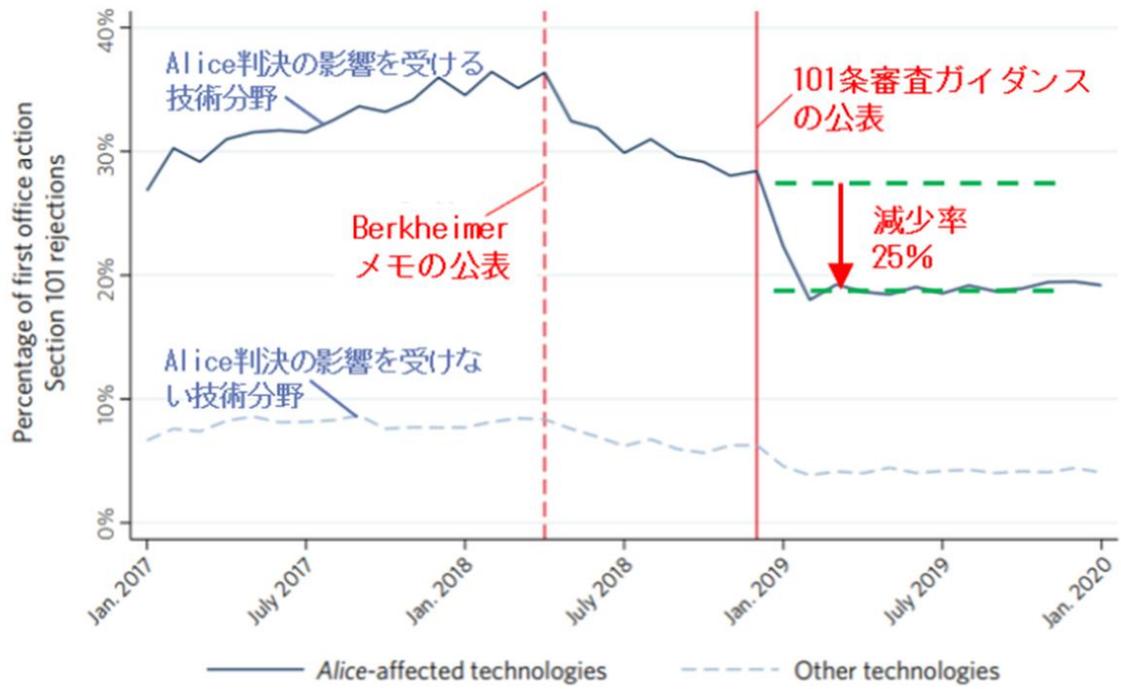
図 6 特許適格性の判断に関する審査のばらつき



Source: Adjusting to Alice (USPTO, 2020年4月)

³ 審査官毎に、特許適格性に関する拒絶理由を含む最初のオフィスアクションが、全ての最初のオフィスアクション中に占める割合を算出し、それらの値を基に分散を算出したもの。

図7 最初のオフィスアクションで特許法 101 条に基づく拒絶通知を受ける確率

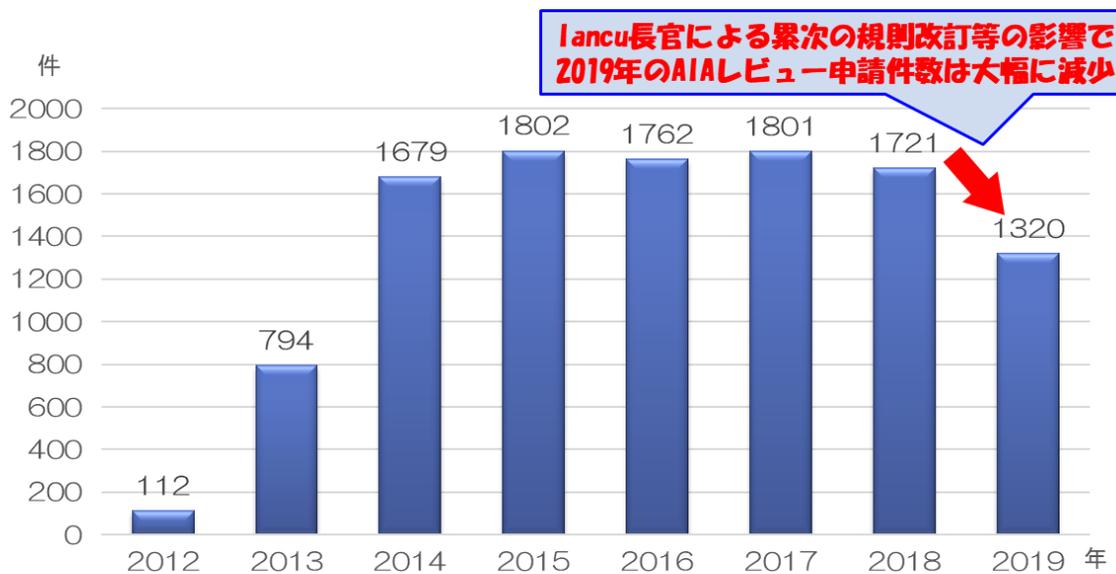


Source: Adjusting to Alice (USPTO, 2020年4月)

1. 4. 2. AIA レビュー制度をめぐる状況

AIA レビュー制度については、クレーム解釈方法の変更、レビュー手続中の権利者による弁明の機会の拡充、同一理由で複数回のレビュー申請を行う行為の制限、クレームの訂正の容易化など、USPTO の Andrei Iancu 長官が行った特許権者に有利に働くと考えられる一連の規則改訂の影響もあってか、2019 年の申請件数が大幅に減少している（図 8 参照）。

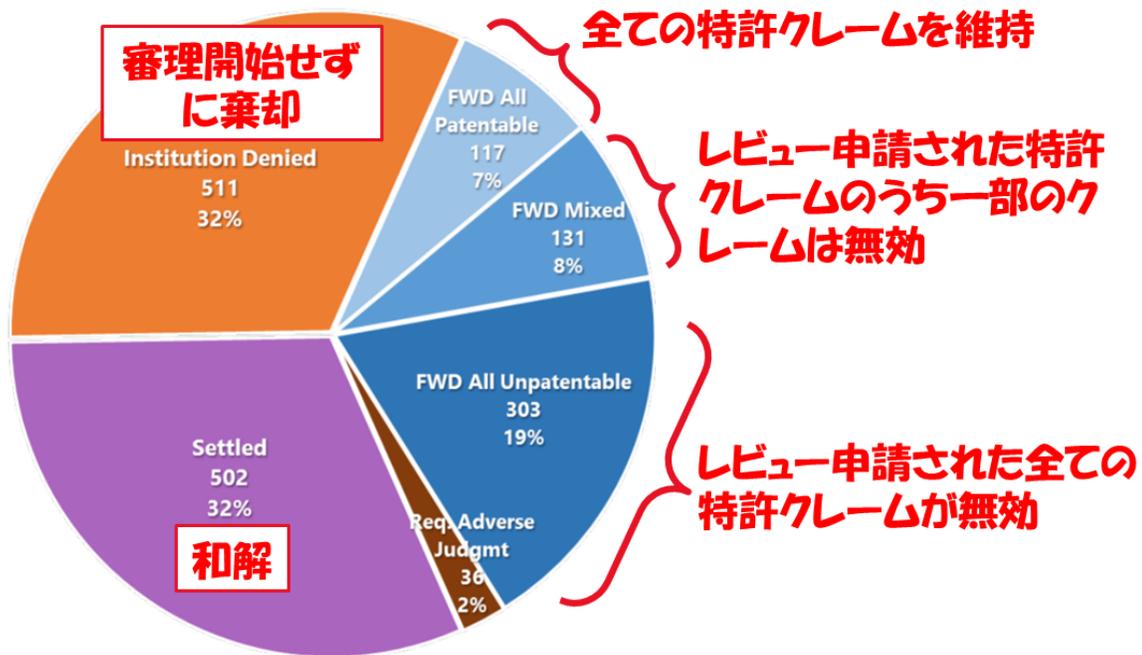
図 8 AIA レビュー申請件数（無効審判申請件数）の推移



Source: PTAB Annual Report 2019 (Unified Patent)

2019 年度に決着した AIA レビューの結果の内訳を見てみると、最終審決によってレビュー申請がなされた特許クレームの全部が無効とされたケースは全体の 19%、同審決によってレビュー申請がなされた特許クレームの一部が無効とされたケースは全体の 8%となっている(図 9 参照)。一方で、最終審決によってレビュー申請がなされた特許クレームの全てが特許性を有するとされたケースは全体の 7%であった。また、AIA レビュー申請者が勝訴する合理的な見込みがないとして審理が開始されなかったケースが全体の 32%を占めている。

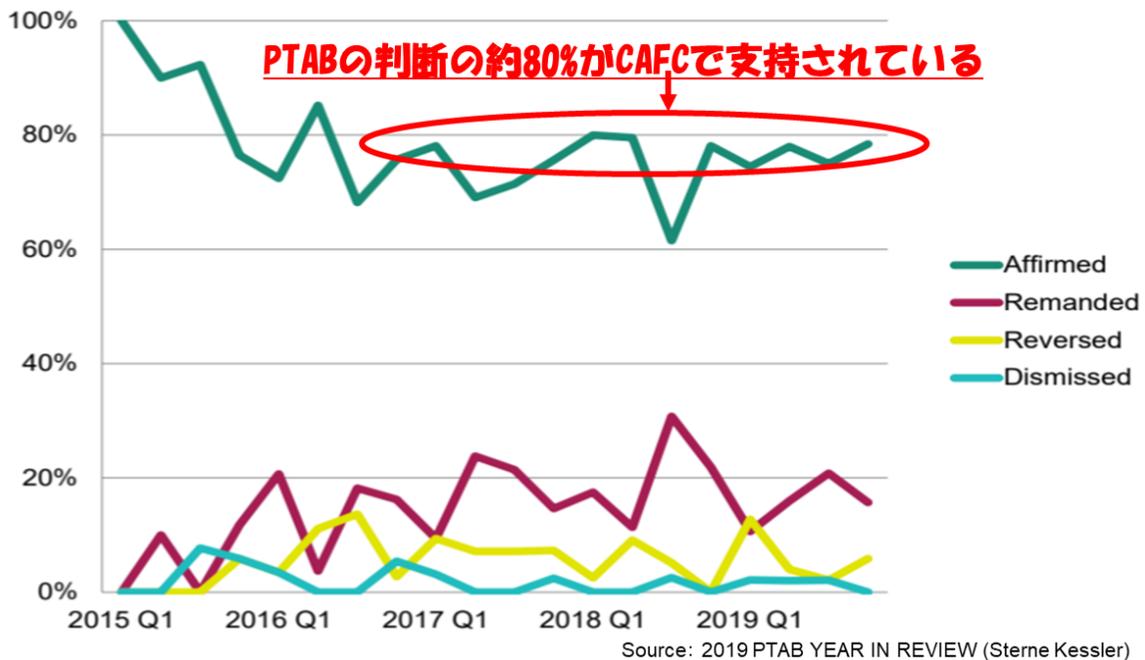
図 9 AIA レビューの結果の内訳 (2019 年)



Source: PPAC Quarterly Meeting (2020年5月)

AIA レビュー制度における USPTO 審判部 (PTAB) の判断と裁判所の判断との一貫性を見てみると、意外にも PTAB の判断は連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC: 日本の知的財産高等裁判所に相当) において約 80% という高い割合で支持されている (図 10 参照)。AIA レビュー制度については、特許権が過度に容易に無効にされるなどといった批判が多くなされているところであるが、AIA レビューを通じて PTAB が出した結論を、裁判において覆すことは非常に難しいと考えるべきであろう。

図 10 PTAB の判断と CAFC の判断との一貫性



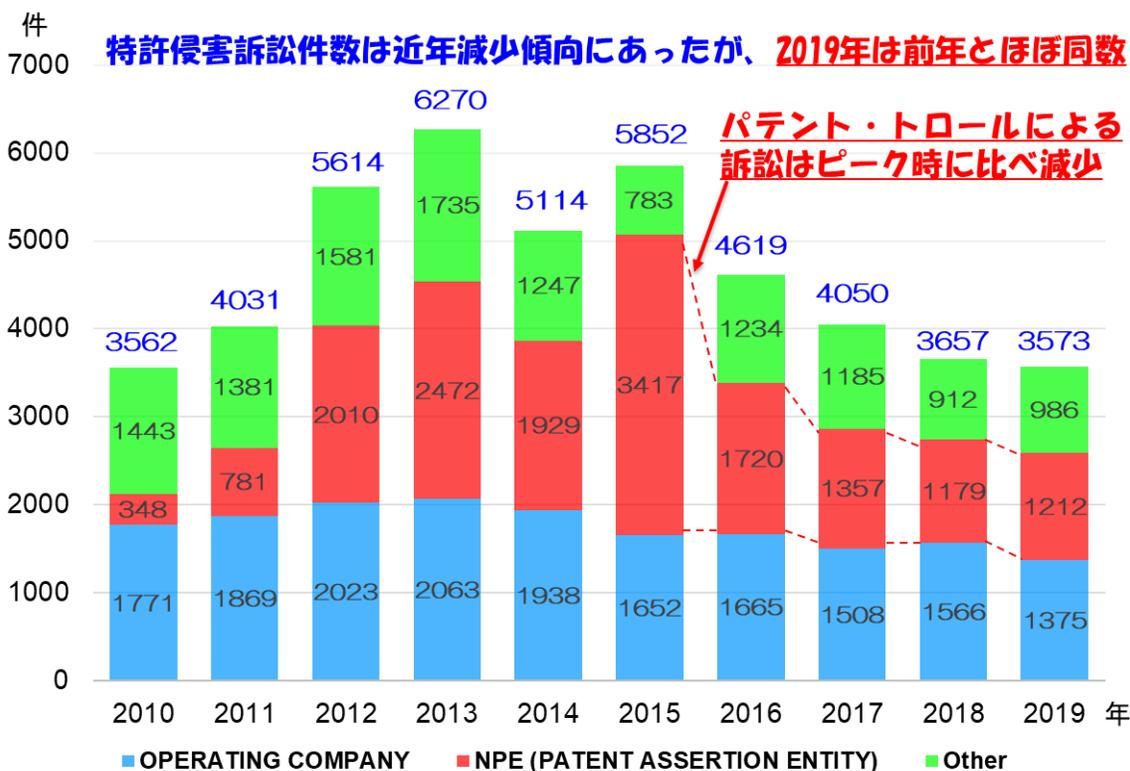
2. 米国での特許権行使活動を取り巻く環境

ここからは、米国での特許権の行使に関する状況を把握するため、米国連邦地方裁判所における特許関連訴訟の動向に目を向ける。特許権者が特許権を行使した場合、当然ながらその多くは訴訟として表面化する前に和解が成立するかライセンス契約などが締結されると考えられるため、権利行使活動が訴訟として可視化されるケースは権利行使活動全体の一部に過ぎないということにはなるが、それでも特許関連訴訟に関する情報が特許権行使活動の動向を定量的に把握するための重要な指標となることは間違いない。

2. 1. 米国での特許関連訴訟件数および訴訟提起者の動向

米国連邦地方裁判所に提訴される特許関連訴訟の数は、2015 年以降は減少傾向にあったが、2019 年は 3,573 件で 2018 年とほぼ同様の数字となった（図 11 参照）。

図 11 米国連邦地方裁判所への特許関連訴訟提訴件数



また、パテントトロールなどと呼ばれることもある Patent Assertion Entity によって提訴された特許関連訴訟の数は、2015 年には約 3,400 件にまで達したが、その後は大幅に減少しており、2019 年は約 1,200 件となっている（図 11 参照）。もちろん訴訟に至る前に和解される事案が非常に多いことも事実であろうが、米国の実務者からも、「いわゆるパテントトロールによる特許権濫用の問題は、近年、状況の改善が見られる」との声が多く聞かれる。この点は、IAM 誌によるアンケート調査の結果にも表れている。「知的財産活動を行うにあたって直面する脅威のうち上位 3 つは何か」という質問に対する 2010 年の調査結果と 2019 年の調査結果を比較すると、2019 年の調査では、パテントトロール問題（NPE 問題）が回答として挙げられた割合が 2010 年の調査時と比べて大きく減少していることが分かる（図 12、図 13 参照）。回答者層に変化が生じている、回答選択肢の数が異なっているなど、様々な要因はあるだろうが、少なくともパテントトロール問題の脅威が薄れてきているということは紛れもない事実であるように思われる。

図 12 2019 年調査 知財活動で直面する脅威（上位 3 つ） 回答者：出願人

	First most important	Second most important	Third most important
Cost of litigation	33%	15%	12%
Lack of resources	8%	12%	15%
Backlog at major patent offices	0%	0%	4%
The quality of patents being granted	8%	19%	4%
Anti-patent sentiment in parts of the world	6%	8%	9%
Uncertainty surrounding patentability	7%	10%	12%
NPEs	5%	2%	4%
Lack of interest from the boardroom	6%	5%	10%
Decrease in patent values	7%	8%	8%
Decisions handed down by the US Supreme Court	4%	5%	8%
Theft and/or appropriation of your intellectual property in foreign jurisdictions	12%	13%	12%
Greater hostility to SEPs	2%	1%	3%
Other	1%	1%	1%

Source: IAM Autumn 2019

図 13 2010 年調査 知財活動で直面する脅威（上位 3 つ） 回答者：出願人

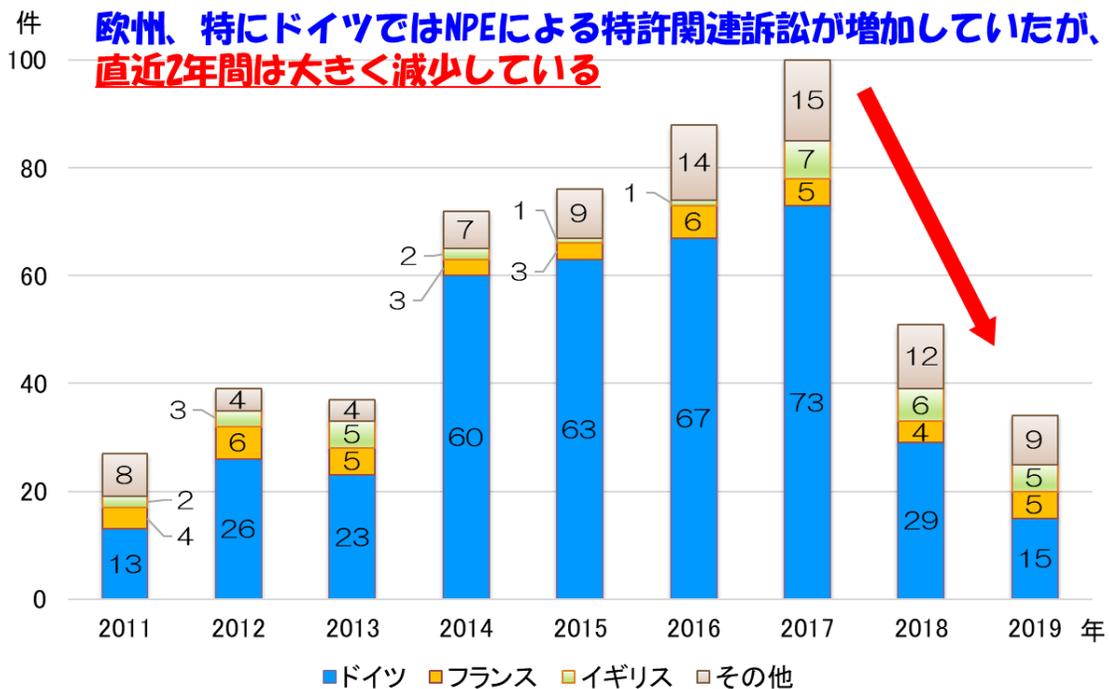
	First most important	Second most important	Third most important
Cost of litigation	29%	22%	17%
Lack of resources	19%	18%	16%
Backlog at major patent offices	7%	11%	17%
Anti-patent sentiment in parts of the world	7%	10%	14%
Uncertainty surrounding patentability	11%	11%	8%
NPEs	15%	8%	7%
New standards of non-obviousness in the US	4%	12%	10%
Lack of interest from the boardroom	5%	4%	7%
Other	3%	3%	4%

Source: IAM July/August 2010

参考までに、欧州におけるパテントトロールによる特許関連訴訟の状況を見てみる。

米国でのパテントトロールの活動が弱まる一方で、欧州、特に特許権侵害に基づく差止請求権を容易に得ることができるドイツでは、近年パテントトロールの活動が活発になってきたと言われている。データからは、確かに2013年から2017年まで、ドイツでのパテントトロールによる特許関連訴訟が大きく増加していたことが分かる（図14参照）。しかし、2018年及び2019年は一転して大幅に減少しており、今後のドイツにおけるパテントトロールによる特許関連訴訟の動向が注目される。

図14 欧州での Non Practicing Entity (NPE) による特許関連訴訟件数

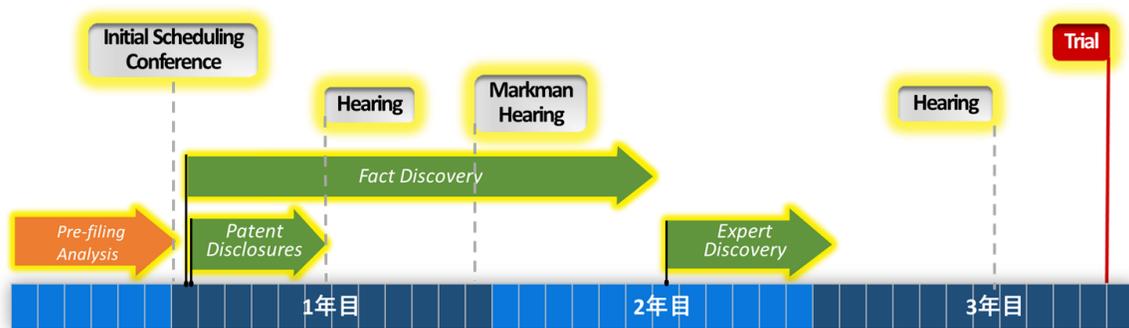


Source: Darts-IP訴訟データベース(2020年5月31日取得値)に基づき作成。2019年の値は未確定値。

2. 2. 米国での特許関連訴訟の審理期間

次に連邦地方裁判所での特許侵害訴訟の審理期間を見てみる。特許関連訴訟を扱うことの多い主要な裁判所における提訴から公判までの期間は、平均して2年から3年となっている（図15参照）。

図15 特許訴訟の一般的な流れ（主なイベントとタイミング）



特許訴訟における公判（Trial）までの期間
（2008年～2020年5月時点）

※テキサス州西部地区連邦地裁の公判までの期間については、2018年にAlbright判事が着任したことにより、今後短期化が進む可能性が高い。

訴訟地	件数	中央値（月）	平均値（月）
デラウェア州連邦地裁	305	32.8	39.4
カリフォルニア州北部地区	309	28.3	34.4
カリフォルニア州中部地区	93	29.3	32.1
テキサス州東部地区	208	24.6	27.9
テキサス州西部地区	9	31.4	31.9

Source: District Court Patent Litigation: Forever Changed by the PTAB (Sterne Kessler Webinar資料)を基に作成

2. 3. 米国での特許関連訴訟の結果の内訳

続いて特許関連訴訟の結果の内訳を見てみる。Lex Machina 社の分析によると、2019 年に結果が出たケースのうち原告勝訴と考えられるケースは 7%、被告勝訴と考えられるケースは 4%で、いずれも非常に低い割合となっている（図 16 参照）。特許関連訴訟の大半（73%）は、和解と考えられる形で決着していることが分かる。

図 16 特許関連訴訟の結果の内訳（2019 年決着分）



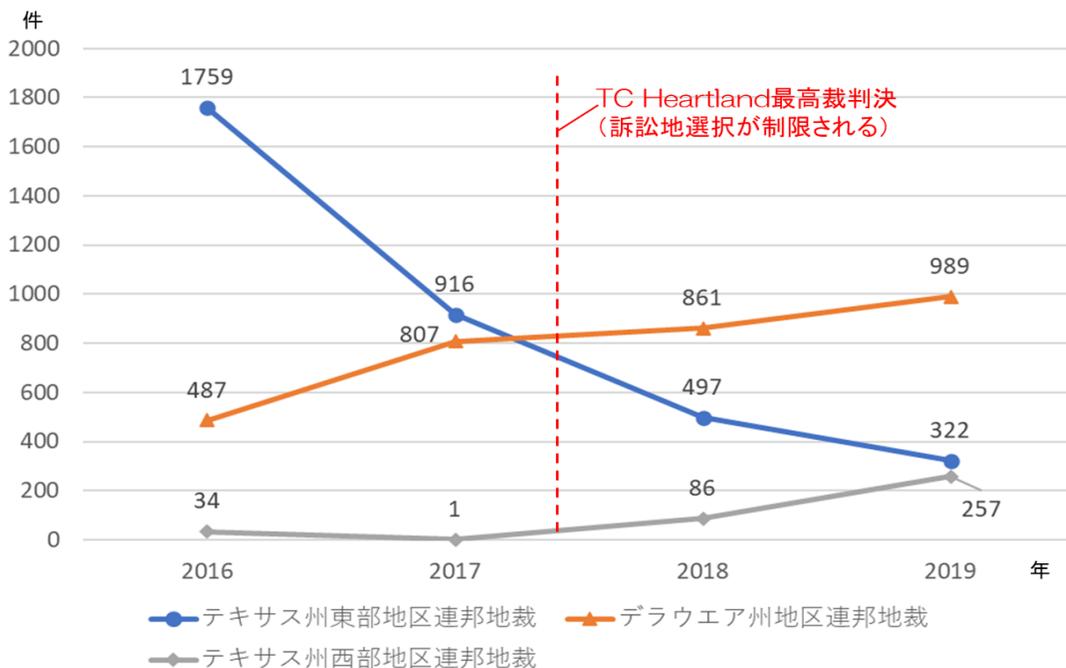
Source: Patent Litigation Report 2020(Lex Machina)

2. 4. 特許関連訴訟における訴訟地の選択

訴訟地別の特許関連訴訟件数を見ると、「特許訴訟の聖地」などと呼ばれて特許関連訴訟が集中していたテキサス州東部地区連邦地方裁判所への提訴件数が近年は大きく減少している（図 17 参照）。そして、その代わりにデラウェア州地区連邦地方裁判所への提訴が大きく増えており、2018 年以降、同裁判所は全米で最も多くの特許関連訴訟を受理している。

この点については、2017 年の連邦最高裁判所の TC Heartland 事件判決によって特許権侵害訴訟の管轄が厳格化され、特許権侵害訴訟を提起できるのは、①被告企業が登記している地か、②被告企業が侵害行為を行い、かつ、通常確立したビジネスを行っている地のみとなったため⁴、特許権者が特許権侵害訴訟を提起する際に自身に有利な訴訟地を簡単に選ぶことができなくなったことや、デラウェア州は多くの米国企業が本拠を構え登記を行っている州であることなどが大きな要因となっていると考えられる。

図 17 主要な連邦地方裁判所における特許関連訴訟数の変化



⁴ TC Heartland 事件最高裁判決は、米国内の企業が被告となる特許権侵害訴訟を射程とするものであり、日系企業の日本に存在する本社が直接訴えられた場合などは射程外となるため、注意が必要である。

2. 5. 米国訴訟戦線異状あり

～テキサス州西部地区連邦地方裁判所の台頭～

しかし、訴訟地については、この数年さらに大きな変化が顕在化してきている。テキサス州西部地区連邦地方裁判所での特許関連訴訟件数の急増である（図 18 参照）。2017 年には 1 件しかなかった特許関連訴訟が、2019 年には 257 件まで増え（図 17 参照）、2020 年は第一四半期だけで既に 158 件が提訴されている。

これは、2018 年に、特許弁護士として数多くの特許関連訴訟を担当した経験を有する Alan Albright 判事が同裁判所に着任したことによるものと考えられる。Albright 判事は、自身の豊富な経験を活かして、特許訴訟の進め方に関するスピード感のあるローカルルールを策定するとともに、知的財産関係者に自身の法廷に特許訴訟を提訴するよう促す発言を行っている。このため、多くの知的財産関係者が同判事の専門性を信頼し、また訴訟のスピード感に期待を抱いてテキサス州西部地区連邦地方裁判所を提訴地として選択しているようである。

図 18 主要な連邦地方裁判所における特許関連訴訟数（2020 年 1～3 月期）



Source: Q1 2020 Patent Dispute Report (Unified Patent)

3. おわりに

本レポートでは、米国特許システムの現状や変化を、データを通して定量的に俯瞰することを試みた。米国での特許取得、すなわちUSPTOでの特許審査については、審査官毎の判断のばらつきや、特許適格性に関する判断をめぐる不確実性・予見性の低さなど、批判が多いところではあるが、データを見ると、USPTOは長い時間をかけて審査のスピードやクオリティを向上させてきていることが分かる。また、USPTOにおいて特許適格性を有さないという理由で特許性を否定される割合は低下しており、最終的な特許率も上昇してきている。

さらに、せっかく取得した特許権が容易に無効にされてしまうとの批判が絶えないAIAレビュー制度も、USPTOにおける累次の規則改訂によって特許権者に不利とされてきた手続が次々と改善されている。これまでのように容易に特許権を無効にすることができないとの感触がユーザーに浸透したためか、AIAレビューの申請件数は2019年に大幅に減少した。

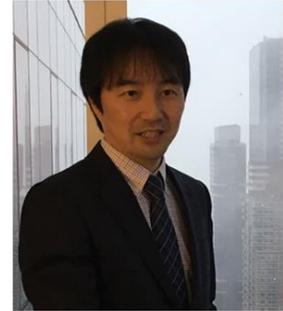
訴訟に目を向けると、2000年頃から米国特許システムにおける大きな懸案事項となっていた、いわゆるパテントトロール問題も、近年は状況が改善してきているように見受けられる。

15年ほど前から「行き過ぎたプロパテント政策」を修正するために特許権の効力を弱める方向に振れていた米国の特許システムであるが、上述のように、この数年は特許権をより尊重する方向、すなわち、重要な技術の特許権によつて的確かつ安定的に保護する方向に戻ってきているように思われる。

データが示す通り、日本産業界は、米国以外の国々の中で米国市場において最も多くの特許権、すなわちイノベーションの種を保有している。

米国特許システムに現在吹いているプロパテントの風が、特許権という強力な経営資源を効果的に活用するための絶好の舞台を整えてくれつつある今こそ、米国での発明の権利化活動を引き続きしっかりと行うとともに、保有する特許権を市場での競争優位を得るためのツールとして一層積極的に活用する戦略を強化する好機かもしれない。

柳澤 智也 (YANAGISAWA Tomoya)
ジェトロニューヨーク知的財産部長/日本特許庁 IP Attaché
ippt@jetro.go.jp (ジェトロニューヨーク知的財産部)
tomoya.yanagisawa@iipdc.org



略歴

1998年、特許庁に入庁。特許庁で、特許審査官、企画調査課長補佐、審査基準室長補佐(基準企画班長)、秘書課長補佐、調整課長補佐(企画調査班長)、審査企画室長などを経験。また、UCバークレー客員研究員、OECDエコノミスト、内閣官房(現在は内閣府)知的財産戦略推進事務局参事官補佐を経験。知的財産戦略推進事務局にて知的財産政策に関する基本方針、知的財産政策ビジョン、知的財産戦略推進計画2013を起草。OECDではThe Emerging Patent Marketplace(和訳「イノベーションのオープン化と新興する知財マーケット」)等を執筆。2017年6月より現職(知的財産研究所ワシントン事務所長を兼務)。

学歴

1998年3月 東京大学工学部社会基盤工学科卒業
2005年～2006年 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員
2014年3月 法政大学大学院経営学研究科起業家養成コース修了